

○国立大学法人筑波技術大学教務委員会規程

平成 17 年 10 月 3 日
規 程 第 15 号

最終改正 令和 7 年 3 月 28 日規程第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成 17 年規則第 1 号)第 19 条の規定に基づき、教務委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 教務委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 教育の内部質保証に関する事項
- (3) 教学マネジメントに関する事項
- (4) 授業科目の履修に関する事項
- (5) 期末試験に関する事項
- (6) 学業成績の評価に関する事項
- (7) 卒業の認定に関する事項
- (8) 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生に関する事項
- (9) その他教務に関する重要事項

(組織)

第 3 条 教務委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 産業技術学部長
- (3) 保健科学部長
- (4) 共生社会創成学部長
- (5) 障害者高等教育研究支援センター長
- (6) 国際交流加速センター長
- (7) 教職課程委員会委員長
- (8) 第 10 条に規定する専門委員会の委員長
- (9) その他各部局から推薦され、学長が指名する者 若干名

(任期)

第 4 条 前条の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 教務委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第 3 条第 1 号の委員をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名す

る。

3 委員長は、教務委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があった場合は、その職務を代行する。

(定足数)

第6条 教務委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 教務委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 教務委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(障害系教務委員会)

第8条

教務委員会の審議事項の円滑化並びに各学部の教務に関する諸課題に対応するため、聴覚障害系教務委員会及び視覚障害系教務委員会（以下「障害系教務委員会」という）を置く。

2 聴覚障害系教務委員会は、産業技術学部及び共生社会創成学部共生社会創成学科（聴覚障害コース）に関する事項、視覚障害系教務委員会は保健科学部及び共生社会創成学部共生社会創成学科（視覚障害コース）に関する事項をそれぞれ審議する。

3 各障害系教務委員会は、次に掲げる当該学部の委員をもって組織する。ただし、第1号により共生社会創成学部から選出された委員は、第2号により選出された委員と兼ねることができる。

(1) 各学部から選出された教務委員会委員のうち第3条第9号の委員

(2) 障害者高等教育研究支援センターから選出された教務委員会委員のうち第3条第9号の委員

(3) その他学部長が指名する者 若干名

4 前項第3号に定める委員の任期は、教務委員会委員の任期とする。

5 各障害系教務委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は第3項第1号又は第2号の委員のうちから当該学部長が協議の上指名し、副委員長は委員の互選により選出する。

6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

7 聴覚障害系教務委員会に関する事務は聴覚障害系支援課、視覚障害系教務委員会に関する事務は視覚障害系支援課において処理する。

(作業班)

第9条 教務委員会に、第2条に規定する事項のうち特定の事項を検討するために、必要に応じ、時限的な作業班を置くことができる。

2 作業班の設置時限及び構成員は、教務委員会の議を経て、委員長が決定する。作業班の主査は、構成員の互選により選出する。

3 教務委員会が必要と認めるときは、作業班に委員以外の者を参加させることができる。

4 この他作業班に関し必要な事項は、作業班において定める。

(専門委員会の設置)

第 10 条 教務委員会のもとに、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第 11 条 教務委員会に関する事務は視覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、教務委員会に関し必要な事項は、教務委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 3 日から施行し、同年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正により平成 21 年 3 月 18 日制定「聴覚障害系教務委員会に関する申合せ」は廃止する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。